第百七十三条　第二条の表百七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る受給権者（「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報

ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報

三　［略］

第百七十四条　第二条の表百七十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

二　「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給事由の消滅の確認に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該確認に係る受給権者（「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する受給権者をいう。ロにおいて同じ。）に係る在留カード関係情報

ロ　当該確認に係る受給権者に係る特別永住者証明書関係情報

三　［略］

第百七十四条の二　第二条の表百七十二の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）の取扱いについて」（令和八年五月二十二日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ　当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ニ　当該申請を行う者に係る在留カード関係情報

ホ　当該申請を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

第百七十三条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［新設］

ホ　［新設］

二　［新設］

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［新設］

ホ　［新設］

二　［新設］

第百七十四条の二　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［新設］

ホ　［新設］

二　［新設］